

東京聖栄大学 公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 3 月 30 日

学 長 決 定

この行動規範は、公的研究費を使用する上での東京聖栄大学（以下「本学」という。）の構成員としての取組の指針を明らかにするものである。

1. 構成員（注1）は、公的研究費（注2）の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
2. 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者においては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
3. 研究者は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
4. 構成員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的研究費に関する不正防止計画を踏まえて行動する。
5. 研究者は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（注1） 公的研究費とは、科学研究費助成事業を含む政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等から配分される競争的資金をいう。

（注2） 構成員とは、公的研究費に関与する本学に所属する常勤研究者及び事務処理に関与する事務職員をいう。